

【代表社員 細川正直 ご挨拶】

どの業界でも、人手が足りないという話でもちきりです。しかし、AIの発展で現在人間が行っている仕事の4割は、将来的にAIに置き換わるといわれています。この先の労働人口が減少した社会を見据えて、企業側も従業員側も働き方について真剣に考え、取り組んでいく必要があります。

企業側は適材適所の配置、従業員側は自分の活躍の場での能力向上に磨きをかけましょう。

## 「トピックス」

### 【仮想通貨に関する所得の計算方法等について】

国税庁は29年12月1日に「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」を公表しました。ビットコインに係る取扱いは29年8月下旬に公表されましたが、今回は仮想通貨全般の取扱いに初めて言及されました。個人が仮想通貨を使用する事で生じた損益は、事業所得等の起因となる行為に付随して生じた場合を除き原則として雑所得として取り扱う事とされています。ここで「使用する事で生じた損益」とは売却で得た値上がり益だけではなく、物品・サービスを仮想通貨払いで購入した時点、他の仮想通貨にトレードした時点等でも値上がり益を認識する必要があります。昨年は仮想通貨の値動きが活発で取引が頻繁に行われたと予想されており、確定申告を要する方も多いのではないかと考えられますので、我々も制度を適切に把握し皆様の税務手続きをサポートできるよう努力してまいります。(シニアマネージャー 税理士 大野)

【税制改正大綱概要】(今後の国会に提出される法案では、一部項目の変更が行なわれる可能性があります。)

#### ■個人所得税関連

①給与所得控除について以下の見直しが行なわれました。

1) 給与所得控除の額が一律10万円引き下げられます。  
2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円へ引き下げられ、給与所得控除の上限額が220万円から195万円へ引き下げられます。(子育て、介護世帯は例外があります。)

②公的年金等控除について以下の見直しが行なわれました。

1) 公的年金等控除の額が一律10万円引き下げられます。  
2) 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限が設定されました。  
3) 公的年金等以外の所得が1,000万円超2,000万円以下である場合上記見直し後の控除額から一律10万円、2,000万円を超える場合一律20万円控除額が引き下げられます。

③基礎控除について以下の見直しが行なわれました。

1) 基礎控除の額が一律10万円引き上げられます。  
2) 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合32万円、2,450万円超2,500万円以下の場合16万円、2,500万円超の場合は0円に変更されました。

上記改正については、平成32年分以後の所得税について適用されます。

#### ■相続税・贈与税関連

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の要件が緩和されました。

詳しい内容は割愛しますが、事業承継をお考えの方は是非お問合せ下さい。

この改正については、平成30年1月1日から平成39年12月31日の間の贈与・相続について適用されます。

(職員 渡辺)

★気になるトピックスについては是非当法人にお問合せ下さい★

## 「職員よりひとこと」

10月に入社いたしました細見と申します。

新社会人としての第一歩を当法人で歩ませて頂くことを光栄に思います。

学生の頃とは全く異なった環境に身を置くことで常に新たな発見に驚きつつ楽しみながら仕事をさせて頂いております。

未熟者で至らない点があるかとは思いますが、少しでも皆様のお力となれるよう日々精進して参ります。

今後ともよろしくお願い致します。

(職員 細見)

### 税務予定表

<1月>

- ・源泉所得税納期の特例分納付(1/22まで)
- ・個人住民税第4期分納付
- ・11月決算法人の確定申告
- ・給与支払報告書・法定調書の提出(1/31まで)
- ・償却資産の申告(1/31まで)

<2月>

- ・12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付

<3月>

- ・1月決算法人の確定申告
- ・所得税確定申告(2/16~3/15まで)
- ・贈与税の申告(2/1~3/15まで)
- ・個人消費税確定申告(1/1~3/31まで)
- ・財産債務調書、国外財産調書の提出(3/15まで)